

若者の恋愛活動応援事業補助金交付要領

(通則)

第1条 若者の恋愛活動応援事業に係る補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井県補助金等交付規則(昭和46年福井県規則第20号)ならびに未来創造部県民協働課所管補助金等交付要綱(以下「交付要綱」という。)によるほか、この交付要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、若者が結婚を意識せずに参加でき、継続的に男女が交流するイベントの企画・実施を支援し、新たな出会いの機会を拡大することをその目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の補助対象者は、原則として、次に掲げる要件に適合する個人および団体(任意団体、グループを含む)または法人とする。

- (1) 県内在住者またはそれらで構成されている団体、もしくは県内に事業所を持つ法人であること
- (2) 結婚相談、お見合い、結婚のあっせん等を業として営むまたは従事する者でないこと
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (4) 公序良俗に反する者でないこと
- (5) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力との関係を有する者でないこと
- (6) 県税に滞納がないこと
- (7) 誓約事項(別紙1)に記載されている事項に該当しないこと

(補助対象事業)

第4条 次に掲げるいずれの要件にも適合する事業とする。

- (1) 県内で20代の独身男女が結婚を意識せず交流するイベントを2回以上開催すること
- (2) 2回目以降のイベントには、1回目の参加者の半数以上が参加すること
- (3) 参加者のうち20代以下が10名以上(概ね男女比同数)となるよう努めること
- (4) 新たな出会いにつながるイベントであること(既存メンバーのみの交流は対象外)
- (5) 収益を目的として開催するイベントではないこと
- (6) 対象となるイベントについて、国等から補助金やその他給付を受けていないこと

(補助基準額)

第5条 補助金の上限額は、5万円とする。ただし、イベントを3回以上開催した場合は上限額を10万円とする。なお、補助対象経費が上限額を下回る場合は、補助対象経費の額(1,000円未満端数がある場合は端数を切捨てた額)とする。

2 この補助金の補助の対象とする経費は、イベント開催のための会場費、広報費、講師費用その他事業実施に必要な経費とする。(別紙2)

(交付申請)

第6条 補助金の支給を希望する事業者は、交付規則第4条の規定に基づき、交付申請書(様式第1号)に添付書類を添え、事業開始予定日までに知事に申請するものとする。

(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付すべきと認めたときは、交付規則第5条および交付規則第6条の規定に基づき、補助金交付の決定を行い、交付規則第7条の規定に基づき申請者に通知する。

(内容変更の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容または経費配分を変更するときは、あらかじめ交付変更承認申請書(様式第1-2号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助事業経費配分の20パーセント以内の金額の変更
- (2) 補助の目的に影響を及ぼさない範囲で補助事業の内容を変更する場合

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときまたは補助金の交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、交付規則第12条の規定に基づき、補助事業が完了した日から起算して30日以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の実績報告書を受領したときは、交付規則第13条の規定に基づき、実績報告書の審査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付規則第15条の規定に基づき、補助金交付請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、適正な請求書を受領後30日以内に補助金を支払うものとする。

(帳簿等の整備)

第11条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理書類を整理しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 知事は、虚偽の申請その他不正行為によって本補助金の給付を受けたものに対し、補助金の全部または一部を返還させるものとする。

(報告、調査および指示)

第13条 知事は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な項目を調査し、または現地調査、他機関への確認等必要な事項を指示することができる。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

誓約事項

私は、補助金の交付を申請するに当たって、下記のいずれにも該当することを誓約します。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 私が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではなく、または、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- 2 イベントの参加者に対し、勧誘や販売行為等を行わないこと。
- 3 補助金の受給において、偽りその他不正行為を行っていないこと。

別紙 2

区分	補助対象の例
講師謝礼	ワークショップや体験等の講師への謝礼
広報費	イベントの広告宣伝費
旅費	当日のイベント会場への移動に要する交通費（参加者は除く） ※自家用車の場合は、路程距離 1 km あたり 37 円
消耗品費	イベント開催に直接必要な事務費、物品の購入費
印刷製本費	チラシや資料等の印刷費
使用料および 賃借料	会場借上げ費
保険料	イベント開催にかかる賠償責任保険
その他	イベント開催に必要と認められる経費 ※イベント運営に必要な人件費も対象とする

※飲食費および他の目的に流用可能な備品購入費は対象外とする。

※疑義が生じた場合は、県民協働課に事前協議し、了承を得ること。